

山梨県 金国煥テコンドースクール感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 12 月 8 日

【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- 営業開始（17時）から営業終了（22時）までは常時換気扇（3箇所）を使用する。
- 窓（2箇所）を1レッスンごとに1回15分程度全開にする。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- 入場者の制限
 - ・ 利用する曜日・時間を制限し、同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ・ 施設内は最大12名（指導員2名、生徒・保護者10名）までとする。

③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- 最低1m（運動時にマスク着用が困難な場合は、2m以上）の対人距離を確保する。
- 近距離での会話や発声を極力避ける。またその際には必ずマスクを着用する。

【 その他の感染防止対策 】

④ マスクの着用

- 指導員、生徒、保護者のマスク着用を遵守する。（運動中は可能な範囲で着用する）

※マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知することに配慮する。

⑤ 手洗い・手指消毒

- 従業員は業務開始時、生徒への指導前後、トイレ使用后等に、必ず手洗い・手指消毒を実施する。
- 生徒・保護者は入場時、トイレ使用後に、手洗い・手指消毒を実施する。

⑥ 体調チェック

- 従業員は、業務開始前に検温・体調確認を行う。
発熱（例えば平熱より 1 度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、勤務を禁止する。
- 生徒・保護者は、入場時に体調確認および検温を行う。
- 以下の事項に該当する場合は、施設の利用を見合わせる。
 1. 発熱（例えば平熱より 1 度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合。
 2. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 3. 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合。

⑦ トイレの衛生管理

- 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- 共通のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置する。

⑧ 清掃・消毒

- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を、アルコール消毒剤などを用いて定期的に清拭消毒する。

＜高頻度に接触する部位＞

ミット、運動器具、机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口など

- 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。
ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

⑨ その他

- 厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促す。
- 特に近距離での人との接触を伴う活動を行う場合は、国において示された競技別ガイドラインを遵守する。
- 喫煙スペース、休憩スペース、喫煙所はありません。
- 更衣室（倉庫）は1名ずつの利用とする。

⑩ チェックリストの作成・確認

- チェックリストに従い、毎日確認を行い、定期的に県へ報告する。